

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月5日

【会社名】 旭コンクリート工業株式会社

【英訳名】 Asahi Concrete Works Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 狩野 堅太郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区築地1丁目8番2号

【電話番号】 03(3542)1201(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 馬島 英希

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地1丁目8番2号

【電話番号】 03(3542)1201(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 馬島 英希

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額157,770,516円

ロ 効力発生日

2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の機能強化を図るため、取締役会の決議により選定することのできる役付取締役として新たに取締役特別顧問を設け、取締役副会長、取締役顧問についてはこれを廃止するよう現行定款第23条第2項・第3項の規定を変更するものであります。また、条文見出しにつきまして現行の第4項記載を反映させ「代表取締役及び」の文言を補記するものであります。

定款第23条の変更に伴い、役付取締役の業務執行について見直し改定するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、柳内光子、清水和久、狩野堅太郎、遠藤裕邦、澤山勝、坂本晴穂、塚原宏、馬島英希、福田敏裕及び小玉和成の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、浦上勝治及び川瀬一雄の両氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、二宮照興氏を選任するものであります。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

第7号議案 役員賞与金支給の件

当期末日の取締役10名（うち社外取締役2名）に対し、総額1,500万円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	118,111	41		(注) 1	可決	99.97
第2号議案 定款一部変更の件	118,094	58		(注) 2	可決	99.95
第3号議案 取締役10名選任の件						
柳 内 光 子	118,116	36		(注) 3	可決	99.97
清 水 和 久	118,118	34			可決	99.97
狩 野 堅 太 郎	118,118	34			可決	99.97
遠 藤 裕 邦	118,118	34			可決	99.97
澤 山 勝	118,118	34			可決	99.97
坂 本 晴 穂	118,119	33			可決	99.97
塚 原 宏	118,118	34			可決	99.97
馬 島 英 希	118,118	34			可決	99.97
福 田 敏 裕	118,118	34			可決	99.97
小 玉 和 成	118,118	34			可決	99.97
第4号議案 監査役2名選任の件						
浦 上 勝 治	118,117	35		(注) 3	可決	99.97
川 瀬 一 雄	118,118	34			可決	99.97
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 3		
二 宮 照 興	117,909	243			可決	99.79
第6号議案 当社株式の大規模買 付行為への対応策 (買収防衛策)の継 続の件	117,880	272		(注) 1	可決	99.77
第7号議案 役員賞与金支給の件	117,905	247		(注) 1	可決	99.79

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。